

米国のアフリカ成長機会法の効果と展望

小野 充人 *Mitsuhito Ono*

(財)国際貿易投資研究所 主任研究員

米国は2000年5月アフリカ成長機会法 (AGOA: African Growth and Opportunity Act) を施行した。これは、対象国からの免税輸入品目を拡大し、数量制限も大幅に緩和するというものである。この背景には、サブサハラ・アフリカ諸国の経済改革・開放および汚職などのない自由経済の構築を促進すること、米国市場へのアクセスをより自由化し、サブサハラ・アフリカ諸国の自助努力による経済発展を支援すること、これらの方策を通じて米国企業の活動を支援する目的がある。これは、64年のUNCTAD 第一回総会の「援助より貿易を」という開発途上国の経済自立を支援する枠組みに沿ったものであると同時に、米国が冷戦後に進めている米国流の民主主義を広め、米国企業の活動を支援するという国益に沿ったものでもある。

米国政府のAGOAに関する大統領への報告書(2001年5月)では、AGOAが新規に貿易と投資を創造しつつあるとして、効果が早くも顕在化していると評価している。

ここでは、制度が実際に発効した2000年12月21日からほぼ1年を経過した現時点で、どのような成果が挙げられているかを検証し、今後の展望を行ってみたい。

米国には一般特惠関税制度(GSP)があり、サブサハラ・アフリカの多くの国は従来より4,650の対象品目について関税率0%で数量制限なく対米輸出が可能であった。今回のAGOA

により被適用国は、従来の4,650品目に加え新たに1,835品目が免税輸出可能となった。追加された品目は、靴、スーツケース、バッグ類、時計、平皿類などで、当該国からの輸入が米国国内産業に影響が少ないと考えられる品目である。また、米国政府はAGOA適用対象国に、GSPの適用期間を2008年9月30日まで保証した。従来、米国政府はGSPの内容を約2年ごとに見直しており、現在GSPは2001年9月30日に失効している。このため、AGOA適用対象国以外は、現在GSPの恩恵を受けていない。

さらに、AGOA適用対象国で繊維製品輸出管理を行うための査証制度を導入した国に対しては、繊維製品輸出に関して優遇措置を適用している。これは原産地比率が35%という条件で、米国製の繊維系・布を利用した製品については免税で数量制限なく、また、原材料にサブサハラ・アフリカ製もしくは米国製の繊維系を利用してサブサハラ・アフリカで製造した布を利用した場合には、米国の総繊維製品輸入量の1.5%を上限として免税で輸入を認めるというものである。この上限は8年間で3.5%に引き上げられることになっている。さらに、98年時点の一人当たりGNPが1,500ドルを下回る国に対しては2004年9月末まで、第三国の原料を利用した場合でも上記の措置を適用することになっている。現時点で繊維製品輸出優遇措置享受国数は12にとどまっている。

なお、サブサハラ・アフリカ48カ国のうち AGOA の被適用国は35カ国にとどまっている。GSP 対象国は46カ国とサブサハラ・アフリカのほぼ全ての国が対象となっていたのに対し、AGOA の適用対象国が少ないのは、貿易・投資障壁の撤廃、汚職追放、民主化の実現など米国の要求を満たしていない国などが除外されていることによる。ここに、米国が援助を単にアフリカ諸国への経済支援という見地からではなく、米国が意図する民主化、透明性の拡大（これは米国企業が市場参入するための基本的な条件と思われる）を実現しようとする政策手段として使っていることが分かる。

繊維製品に限定される AGOA 効果

表1は米国のGSP、AGOAの適用対象国とその輸入を比較したものである。AGOAの欄に日付があるものは繊維製品輸出優遇措置の対象国を示し、日付はその承認日である。米国の輸入額は経済の減速により2001年1～11月でみて前年同期比5.2%縮小している。サブサハラ・アフリカからの輸入減少率は7.0%と全体を上回り、さらに条件が優遇されている AGOA 適用対象国からの輸入は7.9%減とそれ以上に落ち込んでいる。これより、AGOA加盟が直ちに対象国の輸出拡大に寄与したわけではないことが分かる。

では何が AGOA 適用対象国の輸出を拡大したのかを品目別にみている。

表2は AGOA 適用対象国からの輸入で製品別（HS2桁）に増加額が大きいものをみたものである。

増加額が大きい製品は、輸送機器（HS87）、貴石（71）、ニット製品（61）、機械機器（84）、織物製品（62）、スパイス、コーヒー、紅茶類（09）

などである。これらはいずれも総額ベースで米国の当該製品の輸入が減少ないしは伸び悩む中で、増加した製品である。

しかし、これらの増加要因をみると、通常想定される AGOA 適用による関税の免除の効

表1 米国のサブサハラ・アフリカからの輸入額

(単位：100万ドル、%)

	輸入国	GSP		AGOA	2000年 1-11月	2001年 1-11月	伸び率
		2000年	2001年				
1	アンゴラ			x	3,147.1	2,950.2	6.3
2	ベニン				2.4	1.3	45.9
3	ボツワナ			8/27	39.9	18.5	53.7
4	ブルキナファソ			x	2.4	4.8	98.5
5	ブルンジ			x	7.9	2.6	67.8
6	カメルーン				143.3	95.1	33.6
7	ケープ・ベルデ				3.9	1.4	63.5
8	中央アフリカ共和国				2.9	2.3	22.2
9	チャド				4.6	5.2	12.3
10	コモロ			x	2.0	7.2	259.0
11	コンゴ共和国				476.2	440.1	7.6
12	コンゴ民主			x	198.3	145.9	26.4
13	コート・ジボワール			x	360.3	264.0	26.7
14	ジブチ				0.4	0.8	88.5
15	赤道ギニア			x	145.0	396.6	173.5
16	エリトリア				0.2	0.1	51.9
17	エチオピア			8/2	26.7	27.0	1.1
18	ガボン				2,025.3	1,549.5	23.5
19	ガンビア			x	0.4	0.5	35.2
20	ガーナ				193.4	172.6	10.8
21	ギニア				87.4	86.0	1.6
22	ギニア・ビサウ				0.5	0.0	96.5
23	ケニア			1/18	99.1	115.6	16.7
24	レソト			4/23	127.9	195.0	52.4
25	リベリア				41.6	39.8	4.3
26	マダガスカル			3/6	138.7	258.1	86.1
27	マラウイ			8/15	51.4	68.8	33.8
28	マリ				9.4	5.9	37.0
29	モーリタニア				0.3	0.3	10.8
30	モーリシャス			1/19	259.2	256.7	1.0
31	モザンビーク				18.5	6.8	63.1
32	ナミビア			12/3	33.3	36.7	10.1
33	ニジェール				6.7	4.6	30.6
34	ナイジェリア				9,745.7	8,403.4	13.8
35	ルワンダ				5.0	6.3	27.4
36	サントメ・プリンシペ				0.5	0.3	34.2
37	セネガル				3.9	97.6	2371.4
38	セイシエル				7.8	21.3	174.6
39	シエラレオネ				3.5	4.3	23.1
40	ソマリア			x	0.4	0.2	50.1
41	南アフリカ共和国			3/7	3,893.6	4,144.6	6.4
42	スーダン				1.6	3.4	116.0
43	スワジランド			7/26	43.2	55.5	28.3
44	タンザニア				30.9	25.8	16.4
45	トーゴ			x	5.9	12.5	113.7
46	ウガンダ			10/23	28.0	17.0	39.3
47	ザンビア			12/3	16.9	14.3	15.3
48	ジンバブエ			x	104.7	82.7	21.0
	AGOA合計				17,530.9	16,139.0	7.9
	サブサハラ・アフリカ合計				21,548.5	20,049.4	7.0
	世界				1,117,786.3	1,059,943.3	5.2

(注) GSPの は各年7月1日現在の適用国を示す。xはGSP失効中を示す。

ナイジェリアは2000年9月6日、エリトリアは10月2日GSP対象となる。

AGOAの日付は、繊維製品優遇輸入対象国となった2001年の月日。

(出所) 米国貿易統計、米国関税率表

表2 米国のAGOA諸国からの主要輸入増加品目
(1～11月) (単位: 100万ドル、%)

品目	2001年	伸び率	増加額
輸送用機器	319.9	132.7	182.4
3000cc以上の自動車(南ア)	(223.2)	(1,653,309.6)	(223.2)
貴石	1,978.1	6.8	126.7
ダイヤモンド(南ア)	(424.9)	(36.0)	(112.5)
プラチナ(南ア)	(1,448.0)	(2.8)	(39.7)
ニット製品	395.7	45.0	122.8
機械機器	239.5	68.7	97.5
排気ガス浄化装置(南ア)	(160.8)	(152.3)	(97.1)
織物製品	460.2	16.6	65.7
スパイス、コーヒー、紅茶類	149.3	51.8	50.9
バナラビーンズ(マダガスカル)	(75.3)	(248.4)	(53.7)
合計	18,471.2	4.5	865.8

(出所) 米国貿易統計

果ではなく、それ以外の要因が浮かび上がってくる。

輸送機器の増加は、南アからの輸入が前年同期比132.9%増となったため、それは新規に南アBMW社が3,000CC以上の自動車の対米輸出を開始したことによる。これは、同社が南ア政府の自動車産業育成政策(南ア製自動車関連製品の輸出額に応じて、自動車関連製品の輸入関税を相殺・軽減する制度)に対応し、世界大で自動車生産体制を再編した結果とみられる。なお、当該製品は従来よりGSP対象品目で関税は0%となっており、AGOA適用によっても関税率は変化していない。

貴石についてもその増加内容は、南アからのダイヤモンドとプラチナの輸入増加による。ダイヤモンドは数量の伸び、プラチナは価格の上昇をその背景にしているが、いずれも関税率はもともと0%である。また、機械機器の輸入増加もその内容は、南アからの触媒式排気ガス浄化装置の輸入拡大によるもので、関税率はもともと0%であることからAGOAの適用と直接的な関係はなく、これも南アの自動車産業育成プログラムに自動車部品メーカーが対応した結果と考えられる。スパイス、コーヒー、紅茶類の増加は、マダガスカルからのバナラビーンズの輸入が主として価格が3倍強に上昇したことに

より増加したことによる。これも、元関税率は0%なのでAGOA導入との関係は見いだせない。

主要品目でAGOAの影響があったと考えられる唯一の製品は、繊維製品(ニット製品と織物製品)である。

輸入増加の要因は特例措置の適用

表3は米国のニット製品輸入の増加額が大きい品目を国別にみたものである。これによると、ニット製品の中でも綿製のニット製品の輸入が増加額の5割以上を占めていることが分かる。そして増加額の大きな主要国はいずれもAGOA繊維製品輸入優遇措置適用対象国である。同様に織物製品(表4参照)についてみると、女性用綿製ズボン類が主要輸出増加品目であり、それらの輸出拡大国もAGOA繊維製品輸入優遇措置適用対象国である。

米国の繊維製品輸入優遇措置の適用条件は、前述のように3つある。このうち、今回繊維製品輸出の拡大に貢献したものは、第三国からの輸入原材料を利用して製造した製品である。これは、繊維製品輸入優遇措置適用国のうちでもマダガスカル、レソト、ケニアなど低開発途上国に対して2004年9月末までの特例として認めた制度を利用したものである。

これらの国では輸出価格が減少し、輸出数量が拡大している傾向がみられる。これは米国が

表3 米国のニット製品輸入の国別増加額(1～11月)
(単位: 100万ドル)

国名	ニット製品 増加額 (HS61)	主要増加品 綿製ニット セーター等 (HS611020)	輸入単価 (\$/dz)		数量伸び率 (%)	
			2000年	2001年	2000年	2001年
マダガスカル	45.5	25.1	71.7	57.5	239.5	326.5
レソト	42.3	23.9	31.9	33.4	60.7	66.2
南ア	21.5	11.2	34.0	30.5	129.7	37.3
スワジランド	6.7	4.9	39.0	49.1	18.8	2.9
AGOA合計	122.8	70.2	38.8	37.7	65.7	59.6
米国合計	509.3	419.3	50.2	48.5	29.9	12.2

(出所) 表2に同じ。

表4 米国の織物製品輸入の国別増加額（1-11月）

(単位:100万ドル)

国名	織物製品 増加額 (HS62)	主要増加品 女性用綿製 ズボン等 (HS620462)	輸入単価 (\$/dz)		数量伸び率 (%)	
			2000年	2001年	2000年	2001年
レソト	24.4	26.3	69.7	69.5	11.4	120.2
マダガスカル	21.1	13.4	62.5	67.9	95.3	133.4
ケニア	18.1	15.4	55.6	54.4	13.9	96.1
南ア	13.1	11.9	49.3	49.7	20.8	239.8
AGOA合計	65.7	74.9	71.4	66.5	6.9	86.5
米国合計	765.3	167.4	82.5	81.1	19.6	5.8

(出所)表2に同じ。

第三国からの輸入原材料を利用した製品を優遇措置適用対象と認めたことにより、これら諸国製品の価格競争力が増し、米国の輸入が数量ベースでも拡大した可能性が高い。

このようにサブサハラ・アフリカ諸国からの輸入額が増加している主要品目で、AGOAの導入に起因すると考えられるものは繊維製品、それも第三国からの輸入原材料を利用したものに限定されていることが分かる。

懸念される制度の変更に伴う効果の消失

AGOAの施行から1年を経過した現時点では、まだその効果を査定することは時期尚早である。AGOAが輸出拡大に結びつく条件としては、短期的にはその財を製造する基盤があることが前提となる。例えば、今回AGOAの対象に加わった時計の部品については、対象国にその生産基盤がないとみられ、輸入は拡大していない。繊維製品で輸出の拡大がみられたのは、産業がサブサハラ・アフリカ地域に存在しているという前提条件が満たされていることによる。長期的にはAGOA諸国のように資本蓄積の少ない国においては外国投資の受け入れにより生産基盤をつくり出すことも期待される。米国政府は前述の報告書で、ケニアなどにおいて繊維産業への投資が拡大していることを例にし、投資と貿易のリンケージがみられることより

AGOAが有効であると評価している。しかし、従来、世界の直接投資額の1%しかサブサハラ・アフリカに投資されておらず、それもその多くが資源開発関連でナイジェリアおよび南アに集中している現況では、AGOAが2008年9月末までしかGSP取り扱いを保証していないこともあり、従来の投資家の行動を大きく変え、新規分野に投資を振り向ける可能性は低いとみられる。

この意味で、AGOAの効果は、外資により既存の産業の競争力を強化することに限定されるように思える。しかし、現実問題として、サブサハラ・アフリカ諸国でそのような産業基盤を持った国はきわめて少ないことにより、AGOAの恩恵を享受できる国も限定されることになる。

さらに、成果が表れつつあるとみられる繊維製品輸出についても、従来MFAで2カ国間協定で規定されていた繊維製品貿易は、94年来WTOの下で再編されており、2005年1月1日より全ての輸入割当は廃止され、価格競争が激しくなるとみられる。また、2004年9月末には現在一部の国の輸出を拡大している要因とみられる第三国製輸入原材料の利用がGSPの適用対象外となる。サブサハラ・アフリカの繊維産業は、一部に国内市場を対象にしたものもあるが、その多くは、米国の輸入割当を求めて繊維産業が香港から西進したことにより発生したものである。そして、現在も市場を海外に依存するという脆弱性を抱えている。

よって、このような時限的な措置により生じた生産、輸出の拡大は、過去の例にあるように、制度の変更と共に、一過性のものに終わる可能性が高い。